

強制労働の廃止に関する条約（第五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照表

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二百二十八条 海員が次の各号のいずれかに該当する場合には、一年以下の懲役に処する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第十二条から第十四条までに規定する場合において、船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当たり、上長の命令に服従しなかつたとき。</p> <p>三 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>第二百二十八条の二 海員が外国において脱船したときは、一年以下の禁錮に処する。</p> <p>第二百二十八条の三 〔略〕</p>	<p>第二百二十八条 海員が左の各号の一に該当する場合には、一年以下の懲役に処する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第十二条乃至第十四条に規定する場合において、船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのに当り、上長の命令に服従しなかつたとき。</p> <p>三 〔略〕</p> <p>四 外国において脱船したとき。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二百二十八条の二 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>第一百条  次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一五 〔略〕</p> <p>十六及び十七 削除</p> <p>十八 〔略〕</p> <p>十九 削除</p> <p>二十 〔略〕</p> <p>② 〔略〕</p> <p>第一百一十一条 〔略〕</p> <p>第一百一十一条の二  次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者</p>	<p>第一百条  次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 一五 〔略〕</p> <p>十六 削除</p> <p>十七 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者</p> <p>十八 〔略〕</p> <p>十九 第一百条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者</p> <p>二十 〔略〕</p> <p>② 〔略〕</p> <p>第一百一十一条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

二 第二百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七十九条（郵便物の取扱いをしない等の罪） 郵便の業務に従事する者が殊更に郵便の取扱いをせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>② 〔略〕</p>	<p>第七十九条（郵便物の取扱いをしない等の罪） 郵便の業務に従事する者が殊更に郵便の取扱いをせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>② 〔略〕</p>

○郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（郵便物を運送しない等の罪）</p> <p>第十九条 第六条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項の規定に違反して殊更に郵便物の運送をしない場合には、その違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（郵便物を運送しない等の罪）</p> <p>第十九条 第六条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項の規定に違反して殊更に郵便物の運送をしない者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第六十一条  次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 〔略〕</p> <p>四 削除</p> <p>五 〔略〕</p> <p>第六十二条 〔略〕</p> <p>第六十二条の二  何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者は、三年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第六十一条  次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 〔略〕</p> <p>四 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者</p> <p>五 〔略〕</p> <p>第六十二条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（労働組合法等の適用除外）

（労働組合法等の適用除外）

第百八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第二百二十二条から第二百五条まで、第二百二十六条（第六号から第八号までを除く。）、第二百二十七条、第二百二十八条（第三号を除く。）、第二百二十八条の二及び第二百三十四条並びにこれらに関する第二百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。

第百八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）（第一条、第二条、第七条から第十八条まで、第二十条、第二十五条から第二十七条まで、第二百二十二条から第二百五条まで、第二百二十六条（第六号から第八号までを除く。）、第二百二十七条、第二百二十八条（第三号を除く。）及び第二百三十四条並びにこれらに関する第二百二十条の規定を除く。）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、隊員については、適用しない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 削除

一 第六十一条第一項の規定に違反した者

二 八 [略]

二 八 [略]

2  
〔略〕

第百十九条の二 第六十一条第一項の規定に違反した者は、三年以  
下の禁錮に処する。

2  
〔略〕

〔新設〕



○熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十四条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 熱供給事業に従事する者が正当な理由がないのに熱供給施設の維持又は運行の業務を取り扱わず、熱供給に障害を生ぜしめたときは、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>第三十四条〔略〕</p> <p>2 みだりに熱供給施設を操作して熱供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 熱供給事業に従事する者が正当な理由がないのに熱供給施設の維持又は運行の業務を取り扱わず、熱供給に障害を生ぜしめたときは、前項と同様とする。</p> <p>4 〔略〕</p>

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七十八条 削除</p>	<p>第七十八条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
<p>第七十九条 〔略〕</p>	<p>第七十九条 〔略〕</p>
<p>第八十条 〔略〕</p> <p>2 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときは、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>第八十条 みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。</p> <p>3 〔略〕</p>
<p>第八十条の二 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ場合には、その違反行為をした者は、二年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>〔新設〕</p>

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 〔略〕

二 第七十七条、第七十九条、第八十条の二、第八十二条第二号又は第八十五条から第八十八条まで 各本条の罰

金刑

第九十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 〔略〕

二 第七十七条から第七十九条まで、第八十二条第二号又は第八十五条から第八十八条まで 各本条の罰金刑

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（罰則）</p> <p>第六十五条 附則第五十条第一項の規定に違反して熱供給を拒んだ場合には、その違反行為をした者は、二年以下の禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>附 則</p> <p>（罰則）</p> <p>第六十五条 附則第五十条第一項の規定に違反して熱供給を拒んだ者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限） 第十八条 「略」</p> <p>2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）<u>第百十一条の二</u>の例による趣旨を含むものと解してはならない。</p>	<p>（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限） 第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、 当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。</p> <p>2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）<u>第百十条第一項</u>の例による趣旨を含むものと解してはならない。</p>